

令和7年8月25日招集

第8回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和7年第8回狭山市農業委員会総会

令和7年8月25日(月曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後3時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1)農用地利用集積等促進計画について
 - (2)農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3)農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 協議及び報告事項
 - (1)農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2)その他
- 5 閉会 午後4時30分

本日の出席農業委員 14名

1番 浅見 誠 次	2番 落合 房子	3番 渡邊 隆夫
4番 増田 棟 順	5番 堀口 一 男	6番 齋藤 栄 一
7番 森田 依見子	8番 仲川 知 範	9番 室岡 芳 浩
10番 清水 芳 則	11番 大野 博文	12番 下村 辰次
13番 安藤 千 鶴	14番 増田 茂	

(本日の欠席委員 0名)

本日の出席推進委員 8名

甲 田 善 徳	橋 本 貴 男	奥 富 一 利	筋 野 克 典
内 田 博 樹	片 岡 弘 幸	久 保 田 芳 彦	高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 渡邊 雅彦 主事 七字 涼太

事務局 定刻になりましたので、これより令和7年第8回狭山市農業委員会総会を開催いたします。

まずは、資料のご確認をお願いします。

本日の配付資料ですが、運営委員会にて配付しました

- ・総会議案書 議案第1号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・資料1 議案図面資料（議案第2号、3号関係）
- ・資料2 報告第1号 農地法第3条の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について
- ・資料3 生産緑地のあっせんについて

となります。

以上です。

局長 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していることを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

これより第8回狭山市農業委員会総会となりますが、最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会長 【会長の挨拶】

事務局 ありがとうございます。

それでは、議事の進行をお願いいたします。

議長 これより、第8回狭山市農業委員会総会を開催します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。今回は、議席番号9番 室岡 芳浩 委員と10番 清水 芳則 委員にお願いします。まずは、第8回総会の概要について事務局から説明してください。

事務局 地区別許可申請等一覧をご覧ください。

農用地利用集積等促進計画が、受入単位で、入間川地区1件、入曽地区1件、堀兼地区5件、その他市外1件の合計8件です。

なお、本件において仲川委員におかれましては、『農業委員会等に関する法律』第31条の規定により議事への参加はできません。

農地法第3条許可申請は、入間川地区1件、奥富地区1件の合計2件です。農地法第5条許可申請は、入曽地区4件、堀兼地区1件、柏原地区2件の合計7件です。

以上です。

議長 はじめに、『議案第1号 農用地利用集積等促進計画について』を議題とし、農業振興課からの説明を求めますが、先程、事務局からの説明のとおり、仲川委員は席を移動願います。

農振課 【農用地利用集積等促進計画についての説明】

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
無いようでしたら、計画について承認するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『承認』します。
事務局は、然るべき処理を進めてください。
農業振興課は、退室いただいて結構です。
仲川委員は、席へお戻りください。

次に、『農地利用の最適化に係る活動状況について』各地区の推進委員からの報告を求めます。利用状況調査を始めた委員は、状況又は感想等を含めて報告願います。

入間川地区の甲田推進委員から順にお願いします。

推進委員 1 入間川地区（甲田推進委員）、2 入曽地区（橋本推進委員）、3 堀兼地区（奥富推進委員、筋野推進委員、内田推進委員）、4 奥富地区（片岡推進委員）、5 柏原地区（久保田推進委員）、6 水富地区（高橋推進委員）

議長 ありがとうございます。

次に、『議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題とし、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第2号1番について、ご説明いたします。

受人は狭山に在住、渡人は宮代町に在住。

土地の所在は、入間川字下窪 地目は畑 地積は978㎡及び狭山 地目は田 地積は538㎡。畑は中央中学校の南に位置し、田は大樹の家の南東に位置します。
いずれも、無償による所有権の移転です。

本件におきまして、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受人及び世帯員名義の所有農地、借入農地に耕作放棄地はありませんでした。

法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、申請書及び肥培管理計画から確実と思われれます。また、米と野菜の複合経営を行っています。

法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われれます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可』します。

次に、2番について、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第2号2番について、ご説明いたします。

受人は下奥富に在住、渡人は下奥富に在住。

土地の所在は大字下奥富字西川原 地目は畑 地積は577㎡。

下奥富運動公園の南に位置し、所有権の移転です。

本件におきまして、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受人及び世帯員名義の所有農地、借入農地に耕作放棄地はありませんでした。

法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、申請書及び肥培管理計画から確実と思われます。また、養鶏と野菜の複合経営を行っています。

法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可』します。

次に、『議案第3号 農地法第5条に係る許可申請について』を議題とし、順次、担当委員からの説明を求めます。

委員 議案第3号1番について審査結果を報告します。

申請地は、大字南入曾字町屋道 1筆 地目は畑 地積は301㎡です。

【図面1番の資料説明】

以上のことから、本件は許可相当と判断しましましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、2番について、担当委員の説明を求めます。

委員 議案第3号2番について審査結果を報告します。

申請地は、大字南入曾字町屋道 2筆 地目は畑 地積は346㎡です。

【図面2番の資料説明】

以上のことから、本件は許可相当と判断しましましたが、審議をよろしく願いいたします。+

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、3番について、担当委員の説明を求めます。

委員 議案第3号3番について審査結果を報告します。

申請地は、大字南入曾字町屋道 3筆 地目は畑 地積は449㎡です。

【図面3番の資料説明】

以上のことから、本件は許可相当と判断しましましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、4番について、担当委員の説明を求めます。

委員 議案第3号4番について審査結果を報告します。

申請地は、大字南入曾字稻荷前 2筆 地目は畑 地積は2129㎡です。

【図面4番の資料説明】

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、5番について、担当委員の説明を求めます。

委員 議案第3号5番について審査結果を報告します。

申請地は、大字青柳字西馬知屋敷 1筆 地目は畑 地積は463㎡です。

【図面5番の資料説明】

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、6番について、担当委員の説明を求めます。

委員 議案第3号6番について審査結果を報告します。

申請地は、柏原字半貫 2筆 地目は畑 地積は1183㎡です。

【図面6番の資料説明】

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、7番について、担当委員の説明を求めます。

- 委員 議案第3号7番について審査結果を報告します。
申請地は、柏原字御所ノ内 1筆 地目は畑 地積は324㎡です。
【図面7番の資料説明】
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いたします。
- 議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
以上をもちまして、本日の議題は終了しました。
次に、報告事項に移ります。
事務局からの説明を求めます。
- 事務局 先ずは、資料2の報告第1号をご覧ください。
農地法第3条の3の規定による届出は、5件18筆、地目及び地積は全て畑で18,957㎡です。原因はいずれも相続によるものです。
これら届出において、あっせん希望は1番、4番となります。該当します推進委員は心当たりを探ってみてください。
報告第2号をご覧ください。
農地法第4条の規定による届出は、2件2筆、地目及び地積はいずれも畑で30.24㎡です。転用目的は、道路敷地が1件、ゴミ置場敷地が1件です。
報告第3号をご覧ください。
農地法第5条の規定による届出は、6件8筆、地目及び地積は田が184㎡、畑が3,333.9㎡です。転用目的は、住宅敷地が5件、うち共同住宅が2件、駐車場敷地が1件です。
つづきまして、資料3の生産緑地のあっせんにつきましては、資料のとおり依頼を受けています。どなたか周りの方を含めて必要な方がいましたら、ご報告ください。
- 議長 質疑ございますか。
質疑はないようです。
その他、委員から何かありますか。
事務局から何かありますか。
- 事務局 女性委員のみが対象となりますが、令和7年度関東ブロック女性農業委員の研修会につきまして、通知を配布いたしました。
出欠席につきまして、今月いっぱいを目途に事務局まで報告願います。
以上です。
- 議長 他にございますか。
無いようですので、これをもちまして第8回狭山市農業委員会総会を終了します。
ご協力ありがとうございました。